


マネージメント・レター 230  
役員給与に絡む株主総会議事録等の重要性

周知のように、平成18年5月1日に施行された会社法では、役員賞与を利益処分によって支給することは制度として廃止され、定款又は株主総会の決議によって、給与のほか、賞与も職務執行の対価として位置づけ、支給できることとなっています。法人税法においても、株主総会等で報酬額等の枠を決議し、その範囲内で定めた各役員の支給限度額を限度として支給すれば、いわゆる形式基準による適正額として損金の額に算入できるようになっています。そこで、役員に定期給与（定額の報酬）を支給する場合は、株主総会等の決議とその内容を記した議事録の作成が必要となるわけです。さらに、役員に対して、定期給与のほかに賞与のような一時金を支給する場合も、事前に株主総会等の決議とその内容を記した議事録の作成が必要となります。今後課税庁側では、法人が役員に対して支給した役員給与額が株主総会の決議等の法定手続きによったものであるか否かを、税務調査時に必ず確認してくるでしょう。社長一人の会社や家族経営の会社であっても、作成していない、知らなかったでは済まないの十分注意が必要です。また、作成した議事録は10年間保存しなければならず、株主及び債権者から請求されたら、いつでも閲覧できるようにしておく必要があります。

なお、株主総会の主たる決議事項としては、取締役・監査役等の報酬決定のほかに定款変更、資本の減少、株式の併合、事業の譲渡、合併等会社の基本に変化をなす事項、取締役・監査役の選任・解任、計算書類の承認等があるので改めてご確認ください。

 今月のひとくちメモ 

食欲の秋！

果物は『午前中に食べると金・午後は銀・夕方は銅・夜は鉛』とされています。

朝は短時間でエネルギー源となり、夜になると肥満の原因にもなりますので、時間帯には充分注意したいものです。